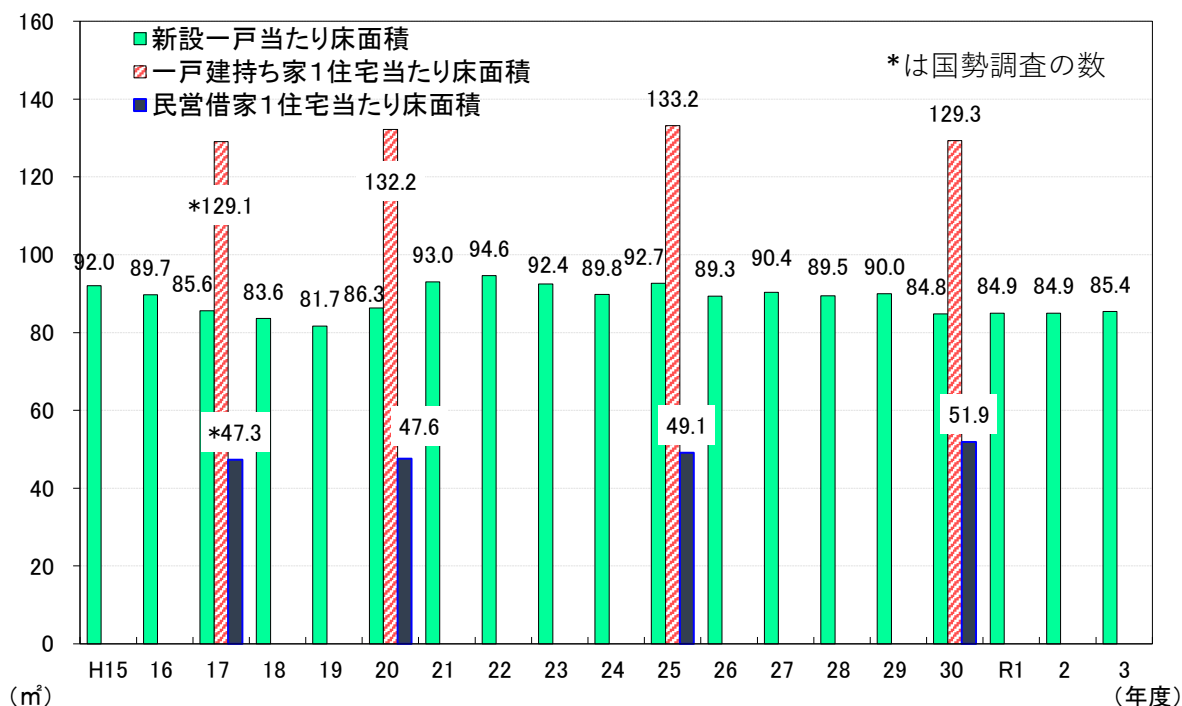


熊本県の新設住宅、一戸建持ち家、民間借家の1戸当たり床面積の推移



解 説

【概要】

平成30年の住宅・土地統計調査によれば、県内の一住宅当たり延べ面積は99.6㎡で、前回調査時の平成25年の101.7㎡より2.1㎡減少した。また、一戸建ての持ち家一住宅当たりの床面積は129.3㎡、民営の借家の一住宅当たりの床面積は51.9㎡だった。

新設住宅一戸当たりの床面積については、平成25年度以降は概ね90㎡前後で推移していたが、平成30年度以降は、85㎡前後で推移している。

○延べ床面積

各住宅の床面積の合計をいう。この延べ面積には、居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関、台所、トイレ、浴室、廊下、農家の土間、押し入れなどや店、事務室など営業用に使っている部分の面積も含めた。ただし、別棟の物置・車庫の面積や商品倉庫・作業場など営業用の附属建物の面積は含めない。

アパートやマンションなど共同住宅の場合は、共同で使っている廊下、階段などの面積を除いたそれぞれの住宅の専用部分の床面積とした。

○新設

住宅の新築（旧敷地以外の敷地への移転を含む。）、増築又は改築によって住宅の戸が新たに造られる工事をいう。

資料出所	調査期日	調査周期
*1、*2、*3「住宅・土地統計調査」 総務省統計局 *4「建築着工統計」 国土交通省	平成30年10月1日 令和3年度	5年 毎年